令和3年度光・量子飛躍フラッグシッププログラム(Q-LEAP) Q&A 集

【研究開発チームの構成について】

問1.共同研究開発グループを複数の研究開発機関で組織することは可能か。

(答)

可能です。ただし、共同研究開発グループを編成する場合、研究開発グループは提案する全体構想実現のために必要不可欠であって、研究開発目的の達成に大きく貢献できることが必要です。すなわち、共同研究開発グループの役割・位置づけが不明であるチーム編成は、研究開発体制として不適切です。

問2. 研究開発チームに海外の研究開発機関に所属している研究開発者は参画できるのか。 (答)

海外の研究開発機関とは委託契約又は再委託契約を結ぶことができません。ただし、委託契約又は再委託契約を結んで研究開発に参画することはしないものの、研究開発代表者が所属する機関もしくは研究開発代表者が所属する機関と再委託契約を結んで参画している研究開発グループと連携・協力し研究開発に参加することは可能です。様式1-6の研究開発体制(3)その他の研究開発参画機関の欄に記入してください。

【他の競争的資金等の応募受入状況について】

問3.他の競争的資金等の応募受入状況では、具体的に何を記入する必要があるのでしょうか。 (答)

研究開発代表者及び各共同研究開発グループ代表者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の研究資金を幅広く記入していただくことになりますので、国内外を問わず、競争的資金のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記入してください。なお、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分に遂行し得るかどうか」を判断する際に参照しますので、正確に入力してください。

【人件費について】

問4-1. 雇用した研究開発者が、例えば科研費の研究など、他の研究開発に携わることは可能か。 (答)

本制度において雇用する 40 歳未満の若手研究開発者について、所属研究開発機関からの承認が得られた場合には、本制度から人件費を支出しつつ、本制度に従事するエフォートの一部を、自発的な研究開発活動や研究開発・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは公募要領の別紙7(専従義務緩和)をご参照ください。

問4-2. 研究開発代表者の人件費の支出は可能か。

(答)

研究開発代表者の人件費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」(令和2年 10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえ、手続き等を行ってください。詳しくは公募要領の別紙5(PI人件費の支出)をご参照ください。

これと関連して、研究開発代表者本人の希望により、その者が所属研究開発機関において担っている業務のうち、研究開発以外の業務の代行に係る経費を支出することが可能です。詳しくは公募要領の別紙6 (バイアウト経費の支出)をご参照ください。

【学生の旅費について】

問4-3. 当該事業の一環として企画・実施したイベントに参加してもらう学生の旅費は支出可能か。 (答)

当該事業において、必要なイベントの運営等に従事させるための旅費や、作成した育成プログラムの教育効果の測定のために、被験者として参加させるための旅費は支出可能です。

ただし、必要なイベントであっても、参加するためだけの旅費は支出できません。

【海外との連携について】

問5. 海外の人材を育成するのは対象か?

(答)

対象は国内の人材育成です。なお、海外機関への委託及び再委託を行うことはできません。

問6. 海外の大学との連携について制約はあるか?

(答)

共通の教材を利用するのは構いませんが、高いお金でただ海外の教材を買いこんでくるだけという場合には審査の際に審議が必要になります。なお、海外機関への委託及び再委託を行うことはできません。

【申請書について】

問7. 様式1-2、様式1-7には兼業先も書くのか。

(答)

クロスアポイントメント等で他の機関にも所属している場合は、記載してください。また、兼業先が複数あるまたは兼業先がない場合には、必要に応じて行を追加・削除して記入してください。

問8. 様式 1-7 は企業が応募する場合誰の業績を書くのか。

(答)

参画する研究開発者・URAの全員について、それぞれ調書を作成してください。ただし、該当する研究開発者は研究開発代表グループ及び各共同研究開発グループの助教以上の研究開発者になります。

【公募の範囲について】

問9. 公募要領には独創的サブプログラムについてしか記述がないが、共通的コアプログラムを提案することは可能か。

(答)

今回の公募では提案できません。人材育成プログラム領域では、令和 2 年度より共通的コアプログラムの開発を開始しており、令和 3 年度においては、独創的サブプログラムを追加するための募集のみであり、共通的コアプログラムの募集はいたしておりません。